

葛飾区土地開発公社情報公開規程

平成13年度葛飾区
土地開発公社規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、葛飾区土地開発公社（以下「公社」という。）が管理する情報の公開の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公開の実施)

第2条 公社が管理する情報の公開（以下「情報公開」という。）の実施については、この規程に定めるものを除き、条例その他の諸規程により葛飾区長が管理する情報の公開の例による。

(葛飾区長等の意見の聴取)

第3条 公社は、情報公開の請求に係る情報が、葛飾区長その他の条例第2条第1号の実施機関により作成されたものであるときその他必要があると認めたときは、当該実施機関の意見を聴くものとする。

(救済手続)

第4条 情報公開の決定に関し不服があるものは、公社に対し不服申立てをすることができる。この場合において、公社は、葛飾区土地開発公社情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その議を経て当該不服申立てについて決定しなければならない。

(審査会)

第5条 前条の規定による公社の諮問に応じて審査するため、公社の理事長の諮問機関として審査会を置く。

2 審査会の組織及び運営については、条例第15条に規定する葛飾区情報公開審査会の例による。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得した情報について適用し、施行日前に作成し、又は取得した情報については、公社において定めた保存年限が長期であるもの及び電磁的記録であって、整理の完了したのものから適用する。

（平成13年度葛飾区土地開発公社規程第1号平成13年5月23日平成13年度第2回理事会決定）

- 様式第 1 号 情報公開請求書
- 様式第 2 号 情報公開決定通知書
- 様式第 3 号 情報一部公開決定通知書
- 様式第 4 号 情報非公開決定通知書
- 様式第 5 号 情報公開決定期間延長通知書
- 様式第 5 号の 2 情報公開決定期間特例延長通知書
- 様式第 6 号 情報不存在等通知書
- 様式第 7 号 情報公開拒否通知書
- 様式第 8 号 第三者情報意見照会書
- 様式第 8 号の 2 第三者情報意見回答書

起案用紙に追加する項目

公開の可否 当初判断	公 開		非 公 開			根 拠 条 文 区 条 例 第 9 条 号
	事業終了後一部公開	公開予定時期	年	月	日	
	事業継続中一部公開	公開予定時期	年	月	日	

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 8 日から施行する。